御宿町特別養護老人ホーム

整備事業者公募要領

（令和５年度-６年度整備）

令和４年６月

御　宿　町

１．公募の趣旨

　御宿町では２０２１おんじゅくまち高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画に基づき介護保険施設の基盤整備を進めています。

　今回、令和５年度‐令和６年度における特別養護老人ホームの整備について、当該計画に基づき、整備事業者の公募を行うものです。

２．公募するサービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 整備数 | 整備対象日常生活圏域 |
| 広域型特別養護老人ホーム | １施設  ３０床増床 | 御宿町 |

開設は、令和６年度中とする。

※応募にあたっては、あらかじめ整備計画について指定権者である千葉県と事前相談及び設計図面の審査を行うこととする。千葉県が計画を認めない場合や図面の審査が終了していない場合は、応募できないこととする。

３．応募条件等

（１）応募資格

①現に介護老人福祉施設を運営している社会福祉法人であること。

②応募法人自らが開設し、千葉県の指定を受けるものであること。

③介護保険法第86条第２項各号の規定に該当しない法人であること。

④国税並びに地方税等の滞納がないこと。

⑤暴力団員または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員となっている法人又は当該法人の事業活動を支配している法人でないこと。

⑥文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地でないこと。

⑦農業申告地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいた農振農用地でないこと又はこの除外が見込めること。

⑧急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第55号）に基づいて指定された急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

⑨土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域でないこと。

⑩千葉県土砂災害危険箇所図における土砂災害危険箇所及び土砂災害の恐れのある区域でないこと。

⑪森林法（昭和26年法律第249号）に基づいて指定された保安林を含む地域でないこと。

⑫都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たすものであること。

（２）建設・設備・立地等

①御宿町内全域

②建設・設備については、公共性を重視し、過度の投資により利用者への過重負担とならないように配慮すること。

③公募申込前に隣接住民、区民等に対し、十分な説明をすること。また、その際には「計画書を町に提出するものであり、施設整備が決定したわけではない」ことを説明すること。

④区民や建設予定地に接する土地所有者等から建設事業に係る同意を得ること（区民の同意にあたっては、区長等の代表者印を押印した同意書が必要）。なお、県との事前協議終了後であっても、同意が得られないと認められる場合、決定を取り消す可能性があること。

⑤多床室を整備する場合は、入居者のプライバシーや感染症対策に十分配慮したものにすること。

（３）関係法令等

①特別養護老人ホームの整備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例70号）で定める基準を満たすものであること。

②介護保険関係法令等の基準を満たすものであること。

③その他、関係法令、千葉県の関係条例等を遵守すること。

※関係機関や御宿町担当課に事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認しておいてください。

（４）補助金等

①補助金については、千葉県の補助金を財源として実施するものであり、本公募で整備事業予定者として決定された場合であっても、千葉県の補助金等の交付対象にならなかった場合は、補助対象となりません。御宿町社会福祉施設整備費補助金交付要綱（平成14年告示第20号）に基づき、御宿町補助金等交付申請書の提出が必要となります。交付決定前には、事前に整備着手できませんの、ご注意ください。

４．公募スケジュール

（１）質問受付開始　　　　　　　　　令和４年７月２６日

（２）応募申込書受付開始　　　　　　令和４年７月２６日

（３）審査・選定　　　　　　　　　　令和４年９月上旬

（４）介護保険運営協議会開催　　　　令和４年９月中旬

（５）整備予定事業者決定　　　　　　令和４年９月下旬

（６）施設整備　　　　　　　　　　　令和５年度

（７）施設開所　　　　　　　　　　　令和６年度中

※整備スケジュールは、予定であり、都合により変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

５．質問受付

（１）受付期間　　　令和４年７月２６日（火）～令和４年８月９日（火）まで

　　　　　　　　　　※最終日は、午後４時まで

（２）質問方法　　　「質問票」をＦＡＸ又はE-mailで提出してください。

　※質問票に簡潔に記入し、送信後に着信確認の電話をしてください。

（３）回答　　　　　町ホームページに掲載します。

６．応募方法

（１）提出方法

　　提出書類を御宿町保健福祉課に直接持参してください。

（２）提出部数　　　正本１部、副本６部

①書類サイズはＡ４判とし、「提出書類等一覧表」の順に並べてください。ただし、図面はＡ３判とし、Ａ４サイズに織り込んで下さい。

②提出書類には、全体の目次及び通しのページ番号を付けてください。

③左側に２つの穴を開けファイルに綴じて、提出書類ごとに仕切り紙をつけてインデックスを付してください。

（３）受付時間　　　令和４年7月２６日（火）～令和４年９月８日（木）

　　　　　　　　　　午前８時３０分から午後５時まで

７．審査・選定方法

（１）御宿町特別養護老人ホーム整備事業者選定委員会においては書類審査及びヒアリングを行います。

（２）審査の視点・審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 審査の視点 | 審査項目 |
| １ | 法人の理念、基本方針等に関すること | 応募動機等について  サービス提供に当たっての理念・基本方針  家族や地域の交流  利用者の尊厳の保持取り組み  認知症ケアに対する取り組み  緊急時等の対応  衛生管理に対する取り組み  苦情対策について  人材確保育成  独自の取り組み |
| ２ | 設置主体に関すること | 運営実績 |
| ３ | 資金計画に関すること | 資金計画の適正  運転資金の確保  利用者が負担する費用 |
| ４ | 事業計画に関すること | 事業計画の適正等について  管理者適正等 |
| 5 | 建設地立地に関すること | 建設用地の確保状況  建設用地の適地  隣接地所有者への説明  町内会等地域住民への説明 |

（３）選定結果等

　　・御宿町介護保険運営協議会の意見聴取をした上で決定します。

　　・選定結果については、広報誌及びホームページにて公表します。

　　・評価内容等の選定経過についてのお問い合わせには一切応じません。

８．選定結果の取り消し等

次の場合は、選定結果を取り消します。

（１）応募にあたり、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。

（２）応募条件を満たさなくなった場合。

（３）応募者またはその関係者が重大な法令違反をした場合。

９．その他留意事項

（１）費用負担

　　書類の作成等に係る費用は、全額応募者の負担となります。

（２）応募書類等

　　・応募書類は理由を問わず返却いたしません。

　　・受付期間を過ぎた書類の差し替え及び再提出は認めません。

（３）その他

　　・審査の結果、整備予定事業者を選定しない場合もあります。

　　・ヒアリングの日程については、応募期間終了後に個別に通知します。

１０．問い合わせ先

　　　〒２９９－５１９２

　　　　千葉県夷隅郡御宿町須賀１５２２

　　　　御宿町保健福祉課福祉介護班介護保険係

　　　　電　話０４７０－６８－６７１６

　　　　ＦＡＸ０４７０－６８－７１８２

　　　　Ｅ-mail:kaigo@town-onjuku.jp

提出書類一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 提出書類 | 様式番号等 | 備考 |
| １ | 応募申込書 | 様式１ |  |
| ２ | 事業者概要 | 様式２ |  |
| ３ | 介護保険事業の実施状況 |  |  |
| ４ | 管理者経歴書 | 様式３ |  |
| ５ | 介護保険法第86条第２号各号の規定に該当しない旨の誓約書 |  |  |
| ６ | 定款の写し |  | 最新のもの  （直近３か月以内に取得したもの。以下の証明書等についても同じ） |
| ７ | 法人の登記事項証明書 |  | 最新のもの |
| ８ | 国税、地方税の各納税証明書 |  | 直近３年分 |
| ９ | 保険料等の未納がないことがわかる書類 |  | 直近３年分 |
| １０ | 法人の財産状況に関する書類 | ・損益計算書  ・貸借対照表 | 直近３年分 |
| １１ | 監査結果に関する書類 | ・指導監査結果通知　　書  ・監事監査報告書等 | 直近３年分 |
| １２ | 事業所整備計画 | 様式４ |  |
| １３ | 広域型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の概要 |  |  |
| １４ | 事業所の運営の基本方針等 |  |  |
| １５ | 位置図 | 任意様式 |  |
| １６ | 公図の写し |  |  |
| １７ | 開設予定地の登記事項証明書 |  | 最新のもの |
| １８ | 開設予定地の購入予定であることを確認できる書類 |  | 購入予定の場合のみ |
| １９ | 建物配置図・平面図・立面図 |  | Ａ３判 |
| ２０ | 現況写真図 |  | 撮影日を記入 |
| ２１ | 土地立ち入り承諾書 |  |  |
| ２２ | 事業スケジュール |  | 工事から開設までの工程表 |
| ２３ | 事業資金計画 | 様式５ |  |
| ２４ | 事業運営収支計画 |  | 事業開始後３年間の計画 |
| ２５ | 地元説明実施報告書 |  |  |
| ２６ | 法人の事業内容等がわかるもの |  | パンフレット等で可 |